

参 加 希 望 者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前 田 剛 宏
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 中型自動車免許教習（オープンカウンター方式）
- 2 履 行 場 所 教習会場：筑後川上流総合管理所(福岡県朝倉市江川1660-67)から車で1時間程度（高速道路利用可）
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月23日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 教習会場が筑後川上流総合管理所(福岡県朝倉市江川1660-67)から車で1時間程度（高速道路利用可）に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は、4）に記載された番号）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載して下さい。
 - 3) 見積書提出期限 令和7年8月19日 15時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
電子メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 担当者 総務課 見上 潤
 - 6) 質問書提出期限 令和7年8月7日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年8月20日15時まで**とします。
 - 8) そ の 他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積書及び見積価格内訳書ともに課税対象額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

中型自動車免許教習

仕 様 書

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

1. 受講内容

本件は、ポンプ車（30m³/s）、クレーン付きトラックの車両運転に必要となる中型自動車免許教習を受講するものである。

2. 履行場所

受注者の教習会場とする。

【筑後川上流総合管理所(福岡県朝倉市江川 1660-67)から車で1時間程度（高速道路利用可）】

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月23日までとする。

教習開始日については、担当職員と調整を行い、決定するものとする。

4. 履行範囲

履行範囲は、次のとおりとする。

中型自動車免許教習を受講する職員の「免許の条件等（現在）」については、「準中型（5 t）に限る」である。

なお、仮免許検定及び卒業検定に関する追加補講等については、変更の対象とする。

種別	内容	人数	備考
中型自動車免許教習	技能教習・学科教習	1名	昼間教習

5. 担当職員

担当職員とは、受注者と教習開始日の連絡・調整を行うものとする。

6. その他

教習費用の支払いは、原則として教習課程完了後、受注者からの完了報告を受けて機構が検査を行い、検査完了後に請求書（インボイス対応）を受領した30日以内に支払います。なお、困難な場合は双方で協議します。

－以 上－